

議案第 51 号

預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する
条例の一部を改正する条例について

預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例
(平成 14 年小松島市条例第 4 号) の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 6 月 10 日提出

小松島市長 濱田 保徳

預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の
一部を改正する条例

預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例（平成
14年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。